

神栖市 不動産公売

1 公売の種類	期間入札
2 執行機関(書類提出先)	神栖市役所総務部納税課
3 公売財産	公売財産一覧表に記載
4 公売保証金納付期間	令和8年2月10日 から 令和8年2月17日 まで
5 入札期間	令和8年2月20日 から 令和8年2月27日 午後5時まで
6 開札の場所	茨城県神栖市溝口4991番地5 神栖市役所総務部納税課
7 開札の日時	令和8年3月3日 午後2時00分
8 売却決定の日時	令和8年3月24日 午前10時00分
9 買受代金納付期限	令和8年3月24日 午後2時00分

神栖市による不動産公売を実施します。

ご不明な点は、公売執行機関へお問い合わせください。

お問い合わせ先(公売執行機関)



神栖市役所総務部 納税課

TEL 0299-90-1037

HP <https://www.city.kamisu.ibaraki.jp>

不動産公売（期間入札）実施日程

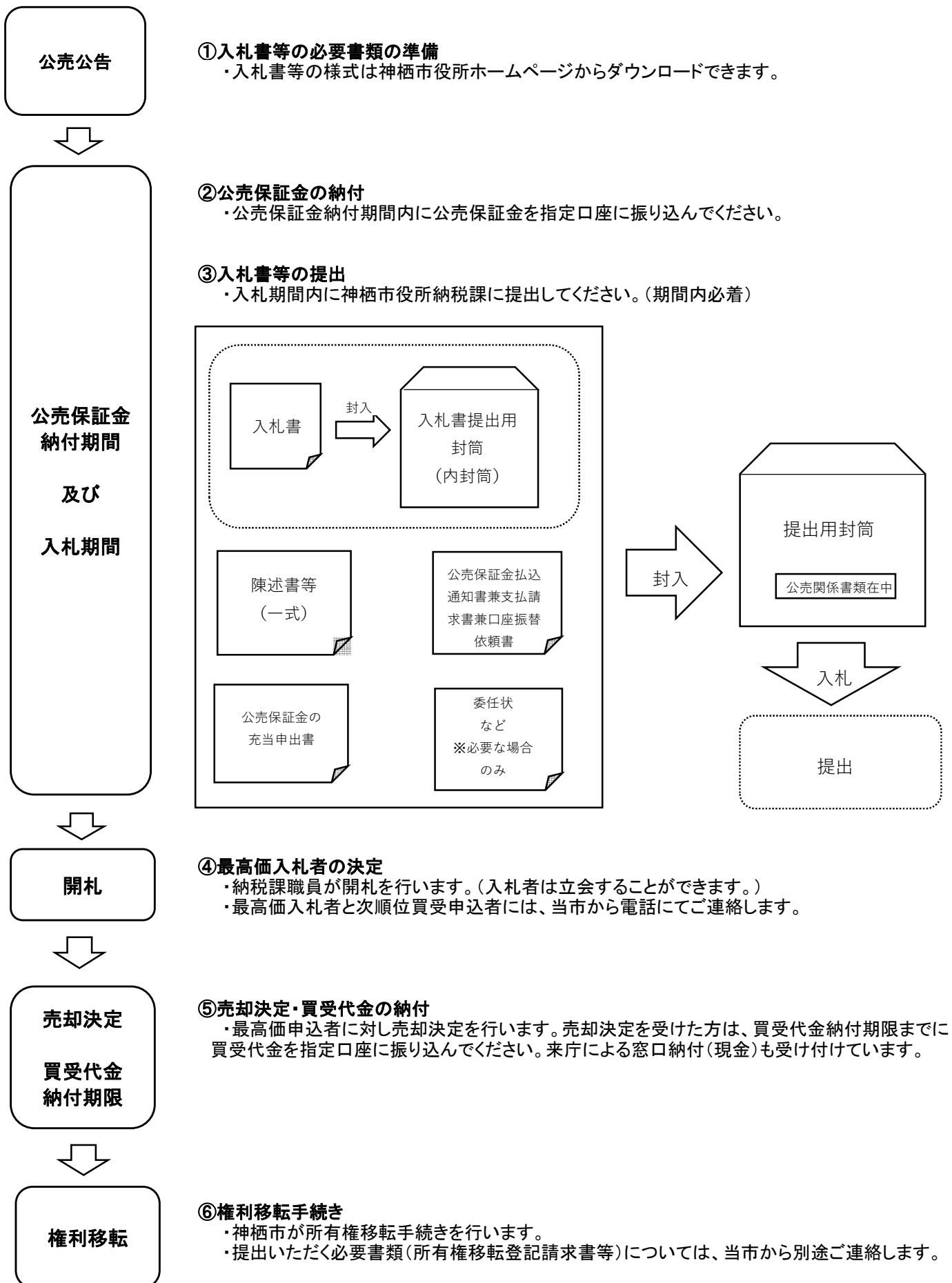
公売保証金納付期間	令和8年2月10日（火）から令和8年2月17日（火） (期間満了までに入金が確認できない場合は無効)
入札期間	令和8年2月20日（金）から令和8年2月27日（金）午後5時まで
入札書提出先	〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5 神栖市役所総務部納税課
開札日時	令和8年3月3日（火） 午後2時00分
開札の場所	〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5 神栖市役所総務部納税課
売却決定日時	令和8年3月24日（火） 午前10時00分
買受代金納付期限	令和8年3月24日（火） 午後2時00分

指定口座

金融機関	常陽銀行	支店名	神栖支店
預金種目	普通	口座番号	0700062
口座名義	かみすし かいけいかんりしゃ 神栖市会計管理者		

不動産公売(期間入札)の流れ

◎公売財産及び見積価格等を公告しますので、神栖市役所ホームページ等で確認して下さい。



令和3年から不動産公売に参加する際の手続きが変更となりました ～不動産公売に参加する前にご確認ください～

変更点

入札時前に、暴力団関係者等ではないことの陳述書の提出が必要となります。

陳述書は、入札しようとする方(その方が法人である場合には、その役員)や自己の計算において入札させようとする方(その方が法人である場合には、その役員)が暴力団関係者等に該当しない旨を陳述するものです。

1. 提出が必要となる陳述書等は、下記のとおりです。

個人で入札する場合

- ・暴力団関係者等ではないことの陳述書(個人用)
(共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。)

法人で入札する場合

- ・暴力団関係者等ではないことの陳述書(法人用)
(共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。)
- ・入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項(陳述書(法人用)別紙)
- ・法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明)

個人・法人共通して必要となる可能性がある書類

- 自己の計算において個人に入札させようとされる場合は次の書類を添付してください。
- ・自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項(陳述書別紙)
 - ・委任状

- 自己の計算において法人に入札させようとされる場合は次の書類を添付してください。

- ・自己の計算において入札させようとする者に関する事項(陳述書別紙)
- ・自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項(別紙)
- ・法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書)
- ・委任状

※入札者(買受申込者)が宅地建物取引業、又は債権管理回収業の事業者の場合には、その認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。

2. ご注意ください。

- ・陳述書等は所定の様式に記載のうえ、その他公売関係書類とまとめて提出してください。様式は公売パンフレット、または神栖市のホームページよりダウンロードすることができます。
- ・陳述書等の提出がない場合や記載内容、添付書類に不備がある場合は、入札等が無効になります。
- ・暴力団員関係者等に該当することが明らかになった場合は、最高価申込者等の決定が取り消されます。
- ・虚偽の陳述をした場合、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。
- ・様式の記載の注意事項も併せてご確認ください。

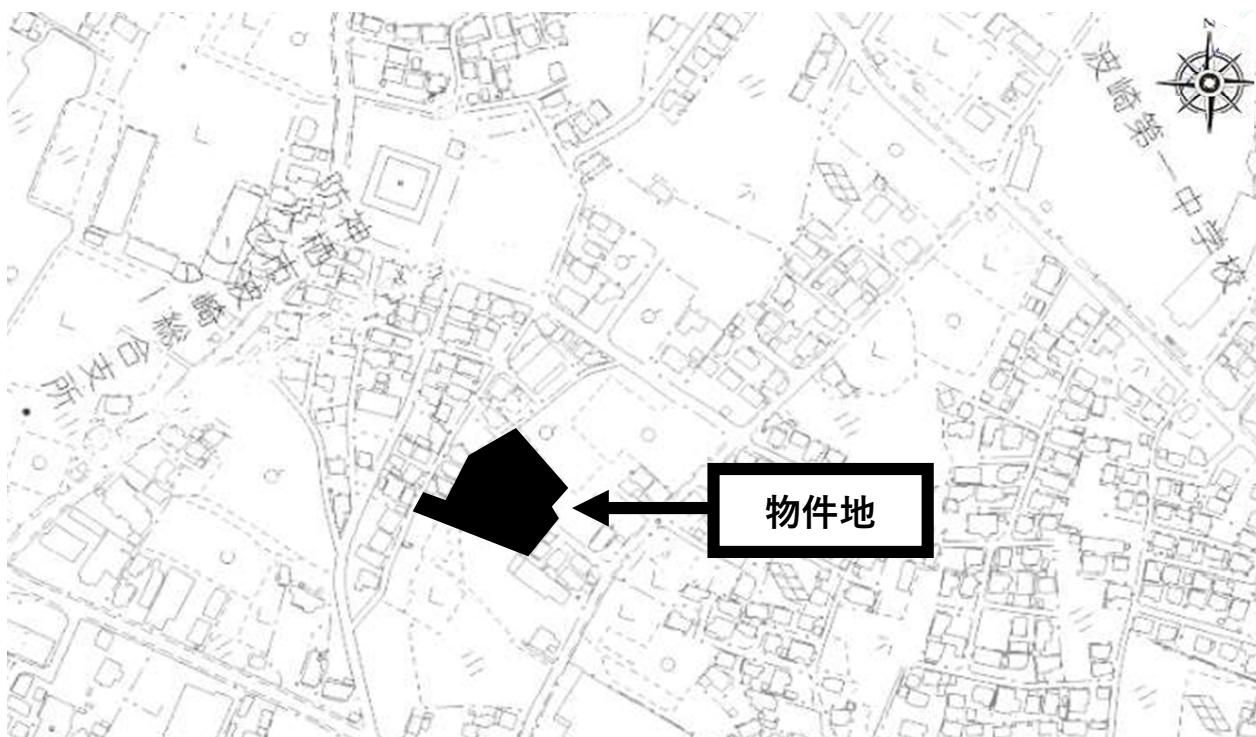
※その他公売において必要な書類や手続きについては、公売執行機関へお問い合わせください。

公 売 財 產 一 覧 表

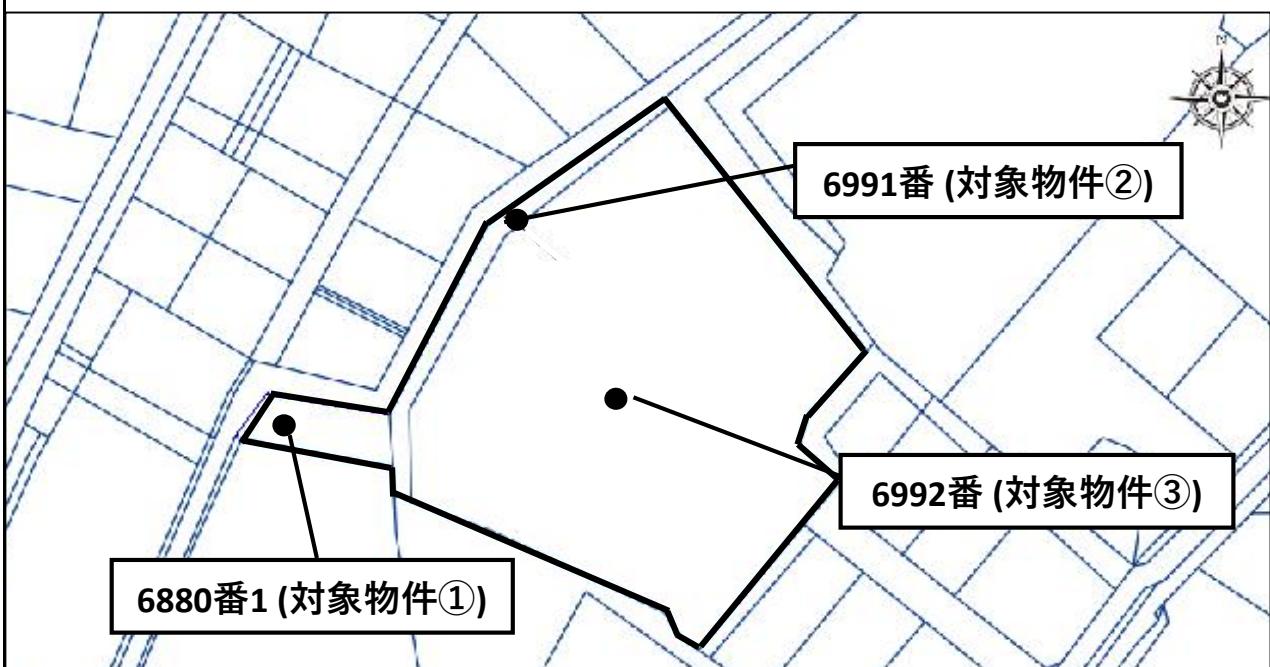
売却区分 番 号	執 行 機 関	見 積 價 額		財産種別	財 產 所 在 地	買 受 適 格 証 明 書
		公 売 保 証 金				
神栖07-01	神栖市	23,300,000円		山林 山林 畠	神栖市波崎字小玉台6880番1 神栖市波崎字源内場6991番 神栖市波崎字源内場6992番	不要
以 下 余 白						

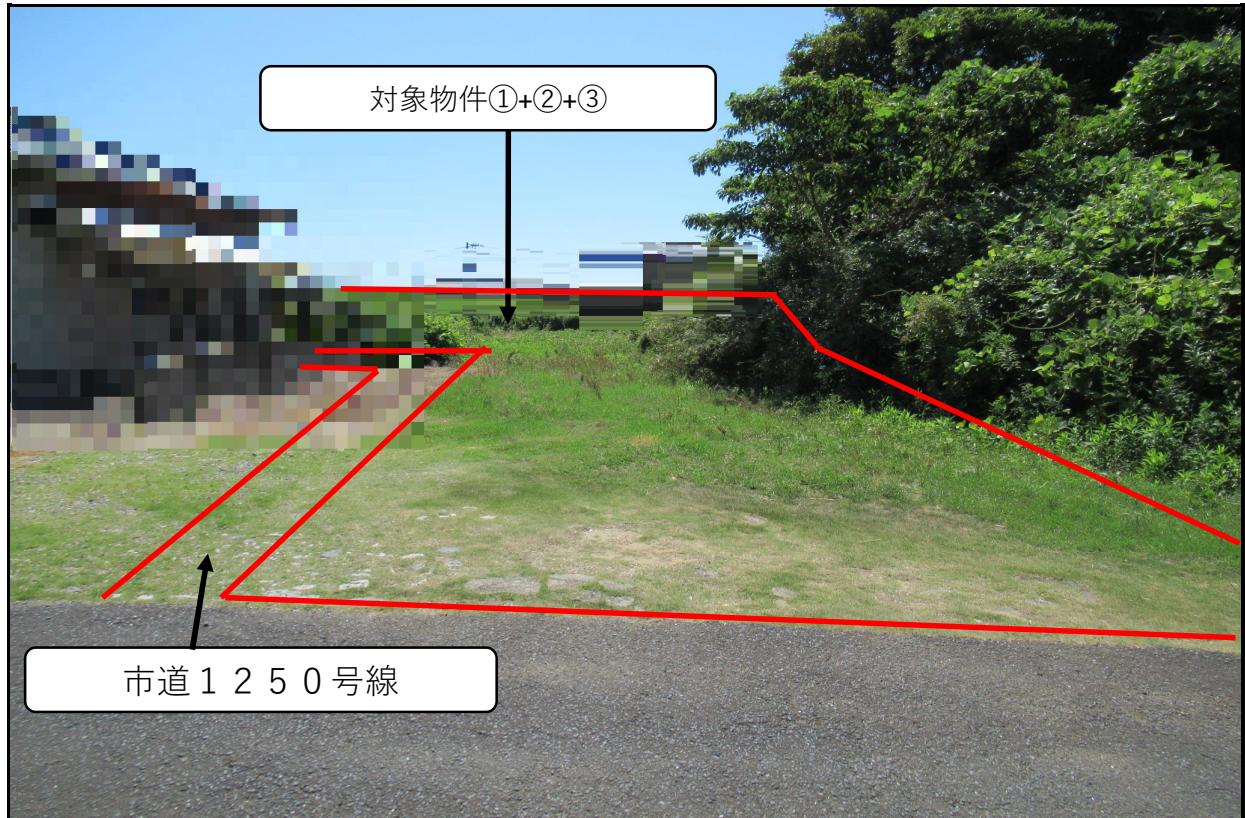
売却区分番号	神栖07-01	入札期間	令和8年2月20日 から 令和8年2月27日 午後5時まで																																
見積価額	23,300,000円	公売保証金	2,400,000円																																
財産の表示																																			
(土地の表示)																																			
<p>① 所在 神栖市波崎字小玉台 地番 6880番1 地目 山林 地積 108m²</p> <p>② 所在 神栖市波崎字源内場 地番 6991番 地目 山林 地積 132m²</p> <p>③ 所在 神栖市波崎字源内場 地番 6992番 地目 畑 地積 2618m²</p>																																			
以上、登記簿による表示																																			
<table border="1"> <tr> <td>物件の位置</td> <td colspan="3">JR総武本線「銚子」駅のほぼ北西方約3.8km(道路距離) 神栖市波崎総合支所のほぼ南方約200m(道路距離)</td> </tr> <tr> <td>公法上の規制</td> <td colspan="3">市街化区域、第1種住居地域、建ぺい率 60%、容積率 200%</td> </tr> <tr> <td>接道状況</td> <td colspan="3">物件①の西側部分が幅員約3.0m~4.0m舗装市道第1248号線にほぼ等高に接面します。 物件①の北側部分と物件②の北西部分は幅員約2.4m未舗装市道第1250号線にほぼ等高に接面しますが当該市道は未供用です。 物件③は物件①と物件②を通じて市道第1248号線に接します。</td> </tr> <tr> <td>物件の概況</td> <td>地勢</td> <td colspan="2">ほぼ平坦</td> </tr> <tr> <td></td> <td>形状</td> <td colspan="2">物件①は台形状、物件②は帯状、物件③は不整形</td> </tr> <tr> <td>使用状況等</td> <td colspan="3">未利用地だが、雑草が繁茂している。</td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="3"> <ol style="list-style-type: none"> 物件③は登記上の地目は畠のため農地ですが、「買受適格証明書」の提出は不要です。 転用等の手続きについては、神栖市農業委員会事務局へお問い合わせください。 上水道については市道第1248号線に連合管φ75が存在する。 また、対象不動産北方の市道第1249号線に公設管φ100が存在する。 接続については神栖市役所水道課へお問い合わせください。 物件①②③は市街化区域内に位置しますが、開発行為や建築物の建築等については神栖市役所開発審査課へお問い合わせください。 公共下水道無し。 現所有者の言によれば、物件①②③については、令和8年1月16日現在賃貸借契約及び使用貸借契約はないとのことを確認しています。 物件①②③は国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行う。 </td> </tr> <tr> <td>留意事項</td> <td colspan="3"> <p>公売は、現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解のうえ、公売へご参加ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめ、その現況及び関係公簿等を確認してください。 公売財産の種類、又は品質に関する不適合について、執行機関(神栖市)は、担保責任等を負いません。 執行機関(神栖市)は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者、又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などは、すべて買受人の責任において行うことになります。 土地の境界確定については、買受人が行う必要があります。隣接地所有者とそれぞれ協議してください。 土壤汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は、行っておりません。 公売は中止になる場合があります。 </td> </tr> </table>				物件の位置	JR総武本線「銚子」駅のほぼ北西方約3.8km(道路距離) 神栖市波崎総合支所のほぼ南方約200m(道路距離)			公法上の規制	市街化区域、第1種住居地域、建ぺい率 60%、容積率 200%			接道状況	物件①の西側部分が幅員約3.0m~4.0m舗装市道第1248号線にほぼ等高に接面します。 物件①の北側部分と物件②の北西部分は幅員約2.4m未舗装市道第1250号線にほぼ等高に接面しますが当該市道は未供用です。 物件③は物件①と物件②を通じて市道第1248号線に接します。			物件の概況	地勢	ほぼ平坦			形状	物件①は台形状、物件②は帯状、物件③は不整形		使用状況等	未利用地だが、雑草が繁茂している。			特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 物件③は登記上の地目は畠のため農地ですが、「買受適格証明書」の提出は不要です。 転用等の手続きについては、神栖市農業委員会事務局へお問い合わせください。 上水道については市道第1248号線に連合管φ75が存在する。 また、対象不動産北方の市道第1249号線に公設管φ100が存在する。 接続については神栖市役所水道課へお問い合わせください。 物件①②③は市街化区域内に位置しますが、開発行為や建築物の建築等については神栖市役所開発審査課へお問い合わせください。 公共下水道無し。 現所有者の言によれば、物件①②③については、令和8年1月16日現在賃貸借契約及び使用貸借契約はないとのことを確認しています。 物件①②③は国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行う。 			留意事項	<p>公売は、現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解のうえ、公売へご参加ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめ、その現況及び関係公簿等を確認してください。 公売財産の種類、又は品質に関する不適合について、執行機関(神栖市)は、担保責任等を負いません。 執行機関(神栖市)は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者、又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などは、すべて買受人の責任において行うことになります。 土地の境界確定については、買受人が行う必要があります。隣接地所有者とそれぞれ協議してください。 土壤汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は、行っておりません。 公売は中止になる場合があります。 		
物件の位置	JR総武本線「銚子」駅のほぼ北西方約3.8km(道路距離) 神栖市波崎総合支所のほぼ南方約200m(道路距離)																																		
公法上の規制	市街化区域、第1種住居地域、建ぺい率 60%、容積率 200%																																		
接道状況	物件①の西側部分が幅員約3.0m~4.0m舗装市道第1248号線にほぼ等高に接面します。 物件①の北側部分と物件②の北西部分は幅員約2.4m未舗装市道第1250号線にほぼ等高に接面しますが当該市道は未供用です。 物件③は物件①と物件②を通じて市道第1248号線に接します。																																		
物件の概況	地勢	ほぼ平坦																																	
	形状	物件①は台形状、物件②は帯状、物件③は不整形																																	
使用状況等	未利用地だが、雑草が繁茂している。																																		
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 物件③は登記上の地目は畠のため農地ですが、「買受適格証明書」の提出は不要です。 転用等の手続きについては、神栖市農業委員会事務局へお問い合わせください。 上水道については市道第1248号線に連合管φ75が存在する。 また、対象不動産北方の市道第1249号線に公設管φ100が存在する。 接続については神栖市役所水道課へお問い合わせください。 物件①②③は市街化区域内に位置しますが、開発行為や建築物の建築等については神栖市役所開発審査課へお問い合わせください。 公共下水道無し。 現所有者の言によれば、物件①②③については、令和8年1月16日現在賃貸借契約及び使用貸借契約はないとのことを確認しています。 物件①②③は国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行う。 																																		
留意事項	<p>公売は、現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解のうえ、公売へご参加ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめ、その現況及び関係公簿等を確認してください。 公売財産の種類、又は品質に関する不適合について、執行機関(神栖市)は、担保責任等を負いません。 執行機関(神栖市)は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者、又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などは、すべて買受人の責任において行うことになります。 土地の境界確定については、買受人が行う必要があります。隣接地所有者とそれぞれ協議してください。 土壤汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は、行っておりません。 公売は中止になる場合があります。 																																		

所在図



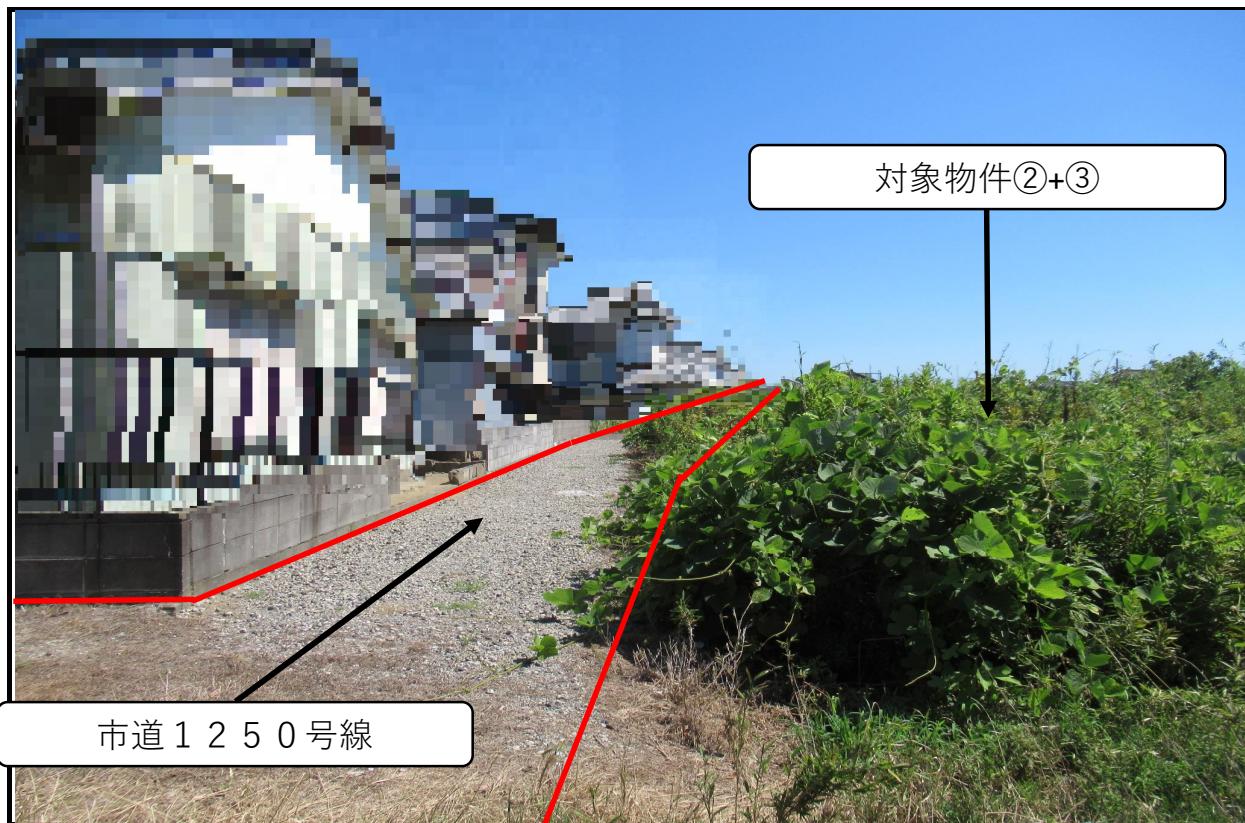
見取図





物件①の西方から撮影したもの

※上記赤線は対象物件の大まかな場所を示すものであり、土地の境界を示すものではありません。



物件①から北東方向に撮影

※上記赤線は対象物件の大まかな場所を示すものであり、土地の境界を示すものではありません。

提出用封筒

- 1 「提出用封筒」は、入札書提出用封筒、その他の提出書類を提出するときに使用してください。
- 2 郵送での提出の場合、入札者が「書留、簡易書留、特定記録郵便」から選択のうえ提出してください。
- 3 封筒は入札者が用意したものを使用してください。

【おもて】

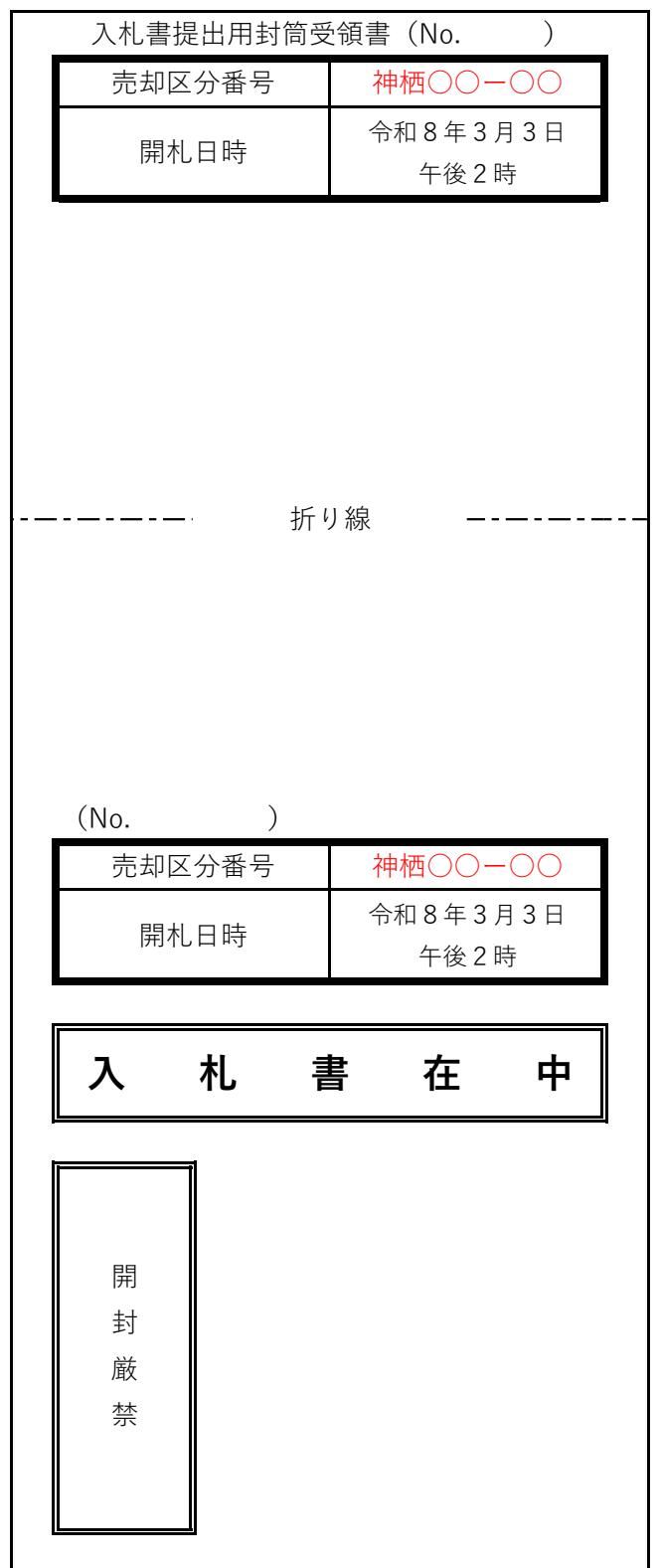


【うら】



入札書提出用封筒

- 外枠の実線を切り取り、封筒に貼付してください。
- 入札書提出専用の封筒です。入札書以外は入れないでください。
- 前ページ記載の「提出用封筒」とは別の封筒となります。提出用封筒に貼付しないようお願いします。
- 売却区分番号は、ご自身でご記入してください。



この部分の裏面は
は糊付けしないで
ください

この部分の裏面に
糊付けして、適宜の
封筒に貼付してくだ
さい。
なお、貼付した封
筒は、必ず封をして
提出してください。

《入札書記入例》

(売却決定決議)

(最高価申込者の決定決議)

入 札 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

神栖市長 殿

※ 住所(又は所在地)は、市・郡から記載してください。(茨城県以外の場合には、都道府県から)

入 札 者	住 所 又は所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇1234番地5
	フリ ガ ナ	フリ ガ ナ
	氏 名 又は名称	〇〇 〇〇
代 理 人	住 所 (役職名)	代理人が入れる場合は、代理人の住所・氏名を記載してください。※委任状が必要です。
	氏 名	

下記のとおり入札します。

売却区分番号	記									
神栖〇〇一〇〇	売却区分番号は、必ず記入してください。 アラビア数字で明確に金または¥マーク及び円単位まで忘れずに記載してください。									
入 札 價 額										
百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		¥	1	2	3	0	0	0	0	0
どちらか一方を〇で囲んでください。										
次順位買受申込を(<input checked="" type="radio"/> する · しない)										

【注意事項】

ご確認ください。

- 1 入札書は、売却区分番号ごとに、それぞれ作成してください。
- 2 字体は鮮明にし、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 複数の者が共同して入札する場合には、別の用紙がありますので請求してください。
- 4 代理人が入れる場合には、入札に先立って委任状を提出してください。
- 5 個人の場合は住民登録上の住所・氏名を、法人の場合は商業登記簿上の所在・名称(代表者名)を記載してください。
- 6 入札価額の頭部には、「金」又は「¥」を記載してください。
- 7 訂正した入札書は無効です。書き損じたときは、新しい用紙を請求してください。
- 8 架空の名義又は他人の名義での入札は無効となります。
- 9 提出された入札書の引き換え、変更、取消はできません。また、二重に提出された入札書はどちらも無効となります。

記入例

委任状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

神栖市長 殿

(委任者) 住 所 〇〇市〇〇1234番地5

氏 名 〇〇 〇〇 印

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

(受任者) 住 所 〇〇市〇〇1234番地5

氏 名 〇〇 〇〇 印

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

委任事項

売却区分番号「神栖〇〇一〇〇」の公売に関する

- 公売保証金の納付の権限
- 入札書の提出の権限
- 公売保証金の返還にかかる受領の権限
- 上記1～3に附帯する一切の権限

記入例

陳述書(個人用)

神栖市長 殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

私は、暴力団員等ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

売却区分番号	神栖〇〇一〇〇	陳述書作成日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
入札者 (買受申込者)	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇市〇〇1234番地5	電話番号	〇〇〇〇(〇〇)〇〇〇〇
(フリガナ)	フリ ガナ		
氏名	〇〇 〇〇		
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性

【注意事項】

ご確認ください。

- 本様式は、入札者(買受申込者)が個人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産(売却区分番号)ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者))に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。

記入例

陳述書(法人用)

神栖市長 殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

- 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

- 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

- 自己の計算において当法人に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

売却区分番号	神栖〇〇一〇〇	陳述書作成日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
入札者 (買受申込者)	法人所在地 〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇市〇〇1234番地5 (フリガナ) カブシキガイシャ 〇〇〇〇	電話番号 〇〇〇〇(〇〇)〇〇〇〇	
	法人名称 株式会社 〇〇〇〇		
	代表者氏名 〇〇 〇〇		
役員	陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」のとおり		

【注意事項】

ご確認ください。

- 1 本様式は、入札者(買受申込者)が法人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産(売却区分番号)ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」を併せて提出してください。
- 3 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 4 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 5 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 6 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 7 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者))に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 8 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。

記入例

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇1234番地5		
	(フリガナ)	フリ ガ ナ	役職	代表取締役
	氏 名	〇〇 〇〇	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
2	住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇1234番地5		
	(フリガナ)	フリ ガ ナ	役職	取締役
	氏 名	〇〇 〇〇	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
3	住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇1234番地5		
	(フリガナ)	フリ ガ ナ	役職	監査役
	氏 名	〇〇 〇〇	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input checked="" type="checkbox"/> 女性
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input checked="" type="checkbox"/> 女性
	住 所	〒 —		
	(フリガナ)		役職	
	氏 名		性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	住 所	〒 —		
	(フリガナ)		役職	
	氏 名		性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性

【注意事項】

ご確認ください。

- 1 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

記入例

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

☑個人	住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇1234番地5		
	(フリガナ)	フリ ガ ナ		
	氏 名	〇〇 〇〇		
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	〇〇年 〇〇月 〇〇日	性別
□ 法人	法人所在地	〒 —		
	(フリガナ)			
	法人名称			
役 員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」のとおり			

【注意事項】

ご確認ください。

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です(複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。)
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
- 3 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。

記入例

自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇1234番地5		
	(フリガナ)	フリ ガナ	役職	
	氏 名	〇〇 〇〇	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
2	住 所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇1234番地5		
	(フリガナ)	フリ ガナ	役職	
	氏 名	〇〇 〇〇	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
3	住 所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇1234番地5		
	(フリガナ)	フリ ガナ	役職	
	氏 名	〇〇 〇〇	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input checked="" type="checkbox"/> 女性
	住 所	〒 —		
	(フリガナ)		役職	
	氏 名		性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	住 所	〒 —		
	(フリガナ)		役職	
	氏 名		性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	〇〇年 〇〇月 〇〇日	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input checked="" type="checkbox"/> 女性

【注意事項】

ご確認ください。

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

記入例

記入日:令和〇〇年〇〇月〇〇日

公売保証金振込通知書兼支払請求書兼口座振替依頼書

神栖市長 殿

入札者	住所 (所在地)	〇〇市〇〇1234番地5
	(フリガナ)	フリ ガナ
	氏名 (名称)	〇〇 〇〇
	電話番号	〇〇〇〇(〇〇)〇〇〇〇
公売 保証金	売却区分番号	神栖〇〇一〇〇
	公売保証金額	金 〇〇〇, 〇〇〇円

返還理由が生じた際は、上記公売保証金額を返還願います。

なお、返還の際は、以下の口座へ振り込んでください。

公売保証金 返還請求者	住所 (所在地)	〇〇市〇〇1234番地5
	(フリガナ)	フリ ガナ
	氏名 (名称)	〇〇 〇〇
振込先	金融機関名 (郵便局を除く。)	〇〇〇 銀行 信用金庫 信用組合 農協
	預金種別	普通 当座 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人	(フリガナ)	フリ ガナ
	氏名 (名称)	〇〇 〇〇

振込金受取書の原本を貼り付ける。

金融機関の証明書（払込金受取書）の貼付箇所

公売保証金を指定の金融機関の口座に振り込んだ旨の証明として、振込を依頼した金融機関から交付を受けた「振込金受取書」の原本を、この枠内に貼り付けて提出してください。

なお、振込にあたっては、金融機関の注意事項をよく読んで、間違えないようお願いします。

- 1 公売保証金振込通知書兼支払請求書兼口座振替依頼書は、入札を行う売却区分番号ごとにそれぞれ作成してください。
- 2 公売保証金振込者は公売の入札者でなければなりません。公売保証金振込者と入札者が異なる場合は入札無効となります。
- 3 公売保証金は、公売公告に定める期限までに、指定金融機関の口座に電信扱いで振り込みしてください。
公売公告に定める期限までに入金が確認できない場合は、入札できません。なお、振込手数料は入札者の負担です。
- 4 最高価申込者等とならなかった場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は、公売保証金払込通知書兼支払請求書兼口座振替依頼書欄に記載された金融機関口座に振込により返還します。
公売保証金は入札者に返還しますので、公売保証金振込通知書兼支払請求書兼口座振替依頼書に記載する口座は、入札者本人名義の口座を誤りのないよう記載してください。

記入例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

神栖市長 殿

(請求人)

住所又は所在地

〇〇市〇〇1234番地5

氏名又は名称

〇〇 〇〇

公売保証金の充当申出書

令和 8年 3月 3日開札の公売において、次の公売財産の入札に当たり、売却決定日に私(請求人)に対し売却決定が行われた場合、納付した公売保証金については、買受代金に充ててください。

入札を行う売却区分番号

神栖〇〇一〇〇

(注) 公売保証金の充当申出書は、入札を行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。